

総合計画審査特別委員会
民生福祉分科会記録

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

【開催日】 令和7年11月18日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時47分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	藤 谷 圭 子
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	濱 本 健 吾
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸
委 員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福祉部長	尾 山 貴 子	福祉部次長兼高齢福祉課長	田 尾 忠 久
高齢福祉課技監	荒 川 智 美	高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明
高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤 永 一 徳	高齢福祉課主査兼介護保険係長	別 府 奈 緒 美
高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐	岡 手 優 子		
環境課主幹	湯 浅 隆	市民部次長兼環境課課長	山 本 満 康
環境課主査兼環境政策係長	原 野 浩 一	環境課主査兼生活衛生係長	三 浦 陽 子
環境衛生センター所長	須 子 幸 一 郎	環境衛生センター所長補佐	古 谷 道 治
環境衛生センター主任	松 尾 勝 義	浄化センター所長補佐	磯 部 修 一
生活安全課長兼空き家対策室長	熊 野 貴 史	生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査	山 田 幸 生
生活安全課防犯交通係長	岡 野 文 恵	生活安全課市民相談係長	野 原 嵩 恵

【事務局出席者】

事務局次長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
-------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第87号 第二次山陽小野田市総合計画に係る後期基本計画の策定について（民生福祉分科会所管部分）

午前10時 開会

奥良秀分科会長 皆さんおはようございます。ただいまから、総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を開会いたします。審査内容につきましてはお手元のとおりに進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。議案第87号第二次山陽小野田市総合計画に係る後期基本計画の策定について、民生福祉分科会の所管部分について審査をしてまいります。先日と継続しまして、審査番号に沿って審査をしてまいります。審査番号①番、基本施策2の高齢者福祉の充実について、執行部からの説明を求めます。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課より御説明いたします。

15ページをお開きください。基本施策2、高齢者福祉の充実についてです。まず、「あるべき姿」は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されていますとしています。これは、地域包括ケアシステムが有効に機能し、高齢者にとって望ましい生活環境が確保されている状態を表現したもので、中期基本計画から変更しておりません。次に「現状と課題」についてです。「あるべき姿」の実現に向けて、3点を挙げております。1点目が、令和6年度末の高齢化率は約35%と高い水準であることから、高齢者の社会参加や地域貢献できる環境づくり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための支援体制の充実が必要であること。2点目が、介護需要や認知症の人の増加する見込みであることから、介護予防の取組や認知症への理解の促進が必要であること。3点目が、介護保険が持続可能な制度となるようサービスの提供体制の整理や介護保険料の適切な賦課徴収対策が必要であることです。この「現状と課題」を踏まえて、「4年間の目標」を6項目設定しました。1点目が、高齢者が生きがいを感じることができる活動の場の拡充。2点目が、行政及び地域による見守り・生活支援体制の拡充。3点目が、介護予防、重度化防止の取組の拡充。4点目が、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくり。5点目が、介護給付

適正化及び介護サービスの適正な運営の確保。6点目が、介護分野におけるICT活用の推進（介護予防・介護サービス現場・事務効率化等）です。次に「目標指標」は、「老後が不安なく暮らせると感じている人の割合」としております。これは、計画策定に係るアンケートを基に設定しており、高齢者福祉の充実度を測ることができると考え設定したものです。現状値41.3に対して、目標値は49.0としておりますが、この目標値は、中期基本計画の数値を維持しました。中期基本計画の計画期間である令和4年度から令和7年度までの間は、コロナの影響により十分な活動ができたとは言えない状況であり、後期基本計画期間においては、今一度目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。引き続き、基本事業について御説明いたします。16ページをお開きください。「基本事業1 生涯現役社会づくりの推進」についてです。この事業では、高齢者が自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境を確保するとともに、社会福祉協議会などによる地域における福祉活動について情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供に積極的に協力します。「評価指標」は、介護支援ボランティア登録者数としております。介護支援ボランティアとは、いきいき介護サポーターとして登録した方が、介護施設等でレクリエーション、施設行事の手伝いや入所者の話し相手などのボランティア活動を行うもので、ボランティア活動を行う高齢者自身の健康増進や介護予防を目的とし、その活動に応じたポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付するものです。目標値については、現状値と同様の119人と設定しました。これは、登録者の高齢化やボランティア活動の場の減少などにより、令和2年度197人であった登録者数が、令和6年度には119人まで減少したことを踏まえ、現状を維持することを目標としたものです。主要事業については、介護支援ボランティアを主とした高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業、敬老や老人クラブなどの高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業を挙げております。次に、「基本事業2 高齢になっても住みよい地域づくり」についてです。この事業では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、

ボランティア、民間企業など地域の多様な主体により、地域の中で高齢者の外出支援や見守り、買物やごみ出しなどの多様な生活支援を確保できるようにしていきます。また、医療職、介護職、民生・児童委員など多職種連携により在宅介護を支える体制の充実を図ります。「評価指標」は、安心相談ナースホン利用者数としております。安心相談ナースホンとは、急病時等の緊急通報や日常の健康相談を行うことができる機器で、利用者数を増やすことで、生活に不安のある高齢者の安全確保と不安解消につながるものです。目標値については、令和6年度の現状値385人から50人増加の435人と設定しました。安心相談ナースホンについては、新規利用者は増加傾向にあるものの、利用者の死亡や施設入所などによる利用停止も増加しており全体数がやや伸び悩んでおります。今後も利用促進に努め、年に10人以上の増加を目標に取り組んでまいりたいと考えております。主要事業については、地域のニーズ把握や課題解決などの生活支援サービスの体制整備事業、指標に挙げた安心相談ナースホンを主とした高齢者の居住、生活環境の整備事業、成年後見制度等の高齢者の権利擁護推進事業、高齢者の相談窓口となる地域包括センター運営事業を挙げております。次に、17ページの「基本事業3 介護予防の推進」についてです。この事業では、地域で介護予防活動を行う高齢者が増え、いきいきと暮らし続けることができるよう、介護予防の普及啓発や取組支援を行うとともに、閉じこもりやフレイル状態にある高齢者の早期発見・支援を行います。また、ICTの活用による業務の効率化等により介護予防・重度化防止への取組を推進します。「評価指標」は、住民運営通いの場の設置数、介護予防応援隊養成者数の二つとしております。住民運営通いの場は、いきいき百歳体操などを住民が主体となって身近な場所で継続して運営・実施するもので、住民運営通いの場が増え、参加する市民が増加することで、介護予防の取組の充実を図ることができると考えております。目標値は、令和6年度の現状値90か所から5か所増加の95か所としております。中期基本目標の目標値は121か所としておりましたが、新たな設置はなかなか進んでいない状況であり、今後も増加に向けた取組を行うことを目標としており

ます。また、介護予防応援隊は、介護予防の知識を習得し、自らの介護予防に取り組むとともに、地域で介護予防の必要性を広め、市の介護予防事業のサポートを行っていただくものですが、この応援隊を増加することで、地域において介護予防に取り組む人を増やし、介護予防活動を推進することができると考えております。目標値は、令和6年度の現状値176人から39人増加の215人としております。年間10人程度の増加に努めてまいりたいと考えております。主要事業については、住民運営通いの場やあたまの健康チェック等の高齢者の介護予防事業、要支援認定等を受けた方へのサービス提供を行う総合事業の体制推進事業を挙げております。次に「基本事業4 認知症施策の推進」についてです。この事業では、認知症は誰でもなり得ることを踏まえ、認知症への理解を促進し、認知症の人とその家族の視点を大切にしながら、認知症になっても希望を持ってその人らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。また、認知症施策の推進に当たっては、医療・介護等の関係機関と連携しながら取組を進めます。「評価指標」は、認知症サポーター養成講座受講者数、見守りネットさんようおのだ登録者数の二つとしております。認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族の応援者となる方ですが、その養成講座は市内小・中学校や事業所などで幅広く実施しています。目標値は、令和6年度実績1万1,437人から2,063人増の1万3,500人としました。見守りネットさんようおのだとは、認知症高齢者が行方不明になったときに、市の防災メールを利用して、登録者の協力を求めながら早期発見や保護をするためのシステムです。目標値は、令和6年度の現状値1,619人から181人増加の1,800人としております。主要事業については、指標に挙げている認知症サポーターや見守りネット、認知症カフェなどの認知症施策推進事業を挙げております。次に18ページ「基本事業5 介護（予防）サービスの充実」についてです。この事業では、要支援・要介護者に対して、自立支援や重度化防止に取り組むとともに、質の高い介護サービス（在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス）を提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることがで

きるような支援の提供に努めます。「評価指標」は、介護サービス事業所に対する実地指導の年間実施件数を挙げてます。この実地指導は、介護保険法に基づき、事業所における介護サービスの質の確保及び適正な保険請求を促すことを目的に、各事業所で6年に1回以上実施するものです。目標値は、令和6年度現状値27事業所から6増加の33事業所とし、中期目標の維持に努めます。主要事業については、介護保険法に基づきサービスを提供する介護保険給付事業、地域密着型サービス事業等々の指定・助言・指導・是正措置を講じる地域密着型サービス事業としております。次に「基本事業6 介護保険の円滑な運営」についてです。この事業では、高齢化の進展により介護需要の増加が見込まれる中、持続可能な介護保険制度とするため、保険料が適切に納付されるよう収納に取り組むとともに、過不足ないサービスが提供されるようサービス内容の点検を行い、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。「評価指標」は、介護保険料現年度分収納率、ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数を挙げております。介護保険現年度収納率は、令和6年度の現状値においても99.7%と高い水準であることから、これを維持することを目標値に設定しました。ケアプラン及び介護サービス提供の適正化については、サービスの過不足を点検することで適正な運営につなげるものです。目標値は、令和6年度の264件から36増の300件を設定しています。主要事業については、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具等の介護給付・介護サービス適正化事業、介護保険全般の運営管理を行う介護保険管理事業としております。関連する個別計画は、第9期山陽小野田市高齢者福祉計画(いきいきプラン21)があります。この計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、市総合計画の下位計画となりますが、実施事業や評価指標などについて相互に整合性を図りながら策定しております。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求

めたいと思います。ページが複数ありますので、15ページから質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 目標指標なんですが、令和6年度の現状値が41.3でした。

令和3年度は45.0となっていて、令和7年度中期目標と同じように49です。何が言いたいかというと、令和3年の45から令和6年に41.3に落ち込んでるんですが、未達成の要因は、新型コロナウイルスの影響による活動が制限されたことから十分な活動が行えず達成できなかったと分析されておられます。そのほかにも何か不安、何かこの現象になった要因はあるんでしょうか。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 中期基本計画の基本施策評価シートには、そのように未達成の要因を書かせていただきました。これはあくまで高齢福祉課の事業の範囲での原因を書かせていただいております。今回の総合計画を作成するに当たり、アンケートを取られて、企画部から説明があったと思いますが、3,000人無作為抽出で回収数が983件、大体3分の1程度の回収率だったと思います。委員の皆様もお持ちですが、資料の3に属性ということで、年齢区分でどの年代が何件回答があったかというのを回答されておると思いますが、私もこれを見まして、50代以上が非常に多いという認識を持っています。数字を言いますと50代が148人、60代が190人、70代以上になりますと328人ということで、約1,000人のうち、これらの数字が666人ということで3分の2を占めております。ということは、高齢の方のほうが多く回答されておられるという傾向にあると思っております。当然、老後に関して安心を持ちたい。不安に感じておるのは何かと言いますと、社会的に見るとやはり、医療、そして年金、さらには経済、これは物価高等を含めるものだと思いますので、あくまで高齢福祉課の範囲、事業の範囲ではなく、その外にある要因が少なからずあり、アンケートを取ったときには、急激な物価高、今から年金を頂く方、年金を頂いてる方、どこまで上がるんだろうという不安があったのではないかと分析しており

ます。そういった要因が少なからず影響して、全体的なポイントが落ちたのではないかと私は予想しております。

大井淳一郎委員　そうですね、そのような分析も言えると思います。となると、やはり高齢福祉課だけの問題ではない、老後に不安なく暮らせると感じている人の割合が落ちてるということは、全体的に関わるということですので、これは庁議とかでも同じ話になると思うんですが、部長としてはこういった分析をどのように、広げていくかとか、全体の問題として考えていくのかについてお答えください。

尾山福祉部長　今、次長が申しましたことは個人としてはという御意見でしたので、ただ、その要因も少なからずあるのではないかと感じております。ただ、それぞれの時代背景というのはそれぞれございますので、その中で、この老後に不安なく暮らせると感じる人の割合というのを、やはり増やしていくというところに関しましては、高齢はもちろんですが、庁内全体的に取り組んでいかないといけない部分であるとは思いますが、ただ、基本施策、高齢者福祉の充実でございますので、やはり、例えば、この計画のためのアンケートだけでなく、ほかの例えば地域福祉計画だとか、高齢者福祉計画のアンケートでも、やはり相談窓口がもっと欲しいだとか、いろいろな情報をもう少し周知してほしいというような意見も多く上がっておりますので、まずはそういったものを一つ一つ細やかに、相談体制の充実だとか、いろいろな事業の周知だとかというところに取り組んでいく必要があるのではないかと感じております。

奥良秀分科会長　そういうところはまた個別のところの事業でやっていくということでもいいんですね。

尾山福祉部長　個別の事業で意識しながら進めていくということになります。

山田伸幸委員　現在のいろいろな社会情勢の不安というか、やはり年金がいつ

までも制度として続くかとか、いろんな不安があると思うんですね、給付額の問題だとか。先ほど物価高のことが出ましたが、いみじくも今年は米問題がすごくクローズアップをされて、まさに自分の衣食の大切な部分で、不安になられた方が随分おられるんじゃないかなと。だから、もう本当、米をこれだけ焦って買わなくちゃいけないという時代が来るとは思わなかったですけど、まさに今年はそういう時代で、特に、高齢者の皆さんがね、そういった不安になったときに、自分で移動手段がなかなか思うように持てない人の対策というか、そういったのもやっぱりないと、この不安感というのはますます増大してしまうと思います。今、相談窓口というふうに言われたんですけど、そういったことがあっても、気軽に相談できるような、そういう体制が果たして今のこの私たちのまちにあるのかということでは、どのように考えておられるでしょうか。

奥良秀分科会長　今、質疑を求めていますのは、あるべき姿ということで、現状ではなくて、どのようにあるべき姿にしていくかっていうようなことを検討して、質疑しております。山田委員の質疑のところはどのような現状を把握されているかという質疑だと思うので、このあるべき姿にしていくためにはどうしたらいいのかという質疑に変えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

山田伸幸委員　私の質問はそんなに答えにくい質問ですかね。るる言われたけれど、やはり、先ほど答弁があったように、気軽に相談できる窓口がないと、不安感というのは解消できないわけですよ。そういったことを質問してるのに、なぜそこまで言われるのかなと思うんですけどね。現に今そうなるし、そういう体制を整えていかななくちゃいけないという話じゃないんですか。

奥良秀分科会長　今、やっていますのがあるべき姿、この後期基本計画に、どのように山陽小野田市が進んでいくのかっていうことを審査しているのであって、現状は、ここに書いてあることが全てだと思います。先ほど田尾

次長からも、懇切丁寧過ぎるような答弁があったところで、今ここにあるような高齢者福祉の充実に対してのところでも事細かいような答弁があったところを、また少しずつそこに入っていくと、趣旨がかなり変わってくると思いますので、訂正をお願いさせていただきました。いかがでしょうか。

山田伸幸委員 会長の進め方がちょっと余りにも——もう少しこちら側の意に沿った——質問がそんなに、基本施策の高齢者福祉の充実からそれてると思ってないんですけど、なぜそのようにまで言われるのか。ぜひこれは重要な問題で、高齢者の皆さんが安心して地域で暮らしていけるための大切な要因ですので、それを答えていただくのがなぜいけないのかなと思いますよ。

奥良秀分科会長 今、山田委員からこちら側という言葉があったんですが、私も委員会条例をよく読ませてもらったところ、委員長また所属する会長は公平公正でやらなくてははいけません。こちら側というのはなかなか難しいのかなと思っておりますので、その辺は御理解のほどよろしく願いいたします。では、質疑に戻りたいと思います。もう一度山田委員質疑をお願いします。

山田伸幸委員 あるべき姿というのとも言われましたけれど、今の現状の厳しさというのが実際にあるわけで、そういった中で、やはり一番は困っている人たちが安心して、困ったことを解決するような、そういった提供体制、具体的には相談です。相談ということも非常に大事な問題ですので、それがどのように考えられているのか。これが今後、あるべき姿にどのように近づけていかれるのか。その考え方を答えていただきたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 基本事業の2で、そういったことをお答えすることは可能ですので、各基本事業で入っていただいて御質疑いただけ

ればと考えますが、いかがですか。

奥良秀分科会長 分かりました。それでは基本事業2のところでも今、山田委員が質疑されたことを答弁いただきたいと思います。そのほか、委員の質疑を求めます。

濱本健吾委員 現状と課題の中で、高齢者の社会参加という文言がありました。高齢者の社会参加を妨げる要因として交通弱者の問題があると思います。そういった意味で交通弱者という言葉が現状と課題の中に入れたほうがいいのではないかと思ったんですが、そういったことを検討されましたでしょうか。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 交通弱者は高齢者がほとんどを占めるものと存じております。これにつきましても基本事業の2で、地域の中での高齢者の外出支援といったようなことで文言は入れております。交通部門とまたがるところがありますので、バスとかタクシーの整備、ところになれば交通部門での質疑になります。

奥良秀分科会長 その他、質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。なければ、16ページ。

山田伸幸委員 4年間の目標の中で、生きがいを感じることができる活動の場の拡充ということは、現在これが足りていないという判断をしておられるのか。また、その次に、見守り生活支援体制の拡充、これもまだまだ足りていないというふうな現状を考えておられるのでしょうか。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 考えておりますので、最初のほうは基本事業の1、後のほうは基本事業の2ではお示しすることになろうと思います。

奥良秀分科会長 その他、15ページで質疑ありませんか。

山田伸幸委員 高齢者が生きがいを感じると言われたんですけど、高齢者が生きがいを感じるということについてはどういったものだという認識の下にこのように書かれているんでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 先ほど次長が申し述べたとおり、基本事業１につながるものと考えております。こちらの基本事業１につきまして、高齢者が自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境を確保ということをうたっておりますので、こういったところが生きがいを感じることができる場所につなげられるような取組になろうかと考えております。

山田伸幸委員 今の説明だと、自分が活動できる場を求めている人はそうだと思います。そうではない人もいらっしゃると思うんですね。だから、その辺の何か自分たちのほうに持っていこうとしてるんじゃないかなという感じるんですけど。

竹内高齢福祉課課長補佐 そうですね。そういった活動をしようとしている人たちはもちろんそのとおりにかと思いますが、そういう思いが今ない方々、例えば、今自分が何か活動をするということを意識的にできていない方々に対しても様々な情報発信等をしていきながら、そういった活動の場の提供というのができたらしというところの目的、目標だと考えております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。１５ページですね。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで１６ページに移ります。こちらは基本事業を一つずつ進んでいきます。基本事業１の生涯現役社会づくりの推進について、質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 介護支援ボランティア登録者数ですが、中期だと、令和２年度の現状値が１９７人、令和７年度が２５０人ですよ。これがなかなか

か厳しくて令和6年度に119人で現状維持といった報告だったんですが、このような落ち込みの要因をどのように分析されていらっしゃるでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護支援ボランティアにつきましては、登録して介護施設等で活動していただく方になります。やはり令和2年から新型コロナウイルスが感染拡大したことで、介護施設自体に入ることができなくなったというところ、それから、それに伴って登録をされている方が高齢化して御自身の健康問題であったり、外部に活動で出ることが難しくなった方が非常に多くなっております。そういった形で、登録者自体が少なくなったということで減少しております。

大井淳一郎委員 今、コロナ禍ということを言われました。となると、令和11年度、ある程度伸ばしていく目標設定でもよかったのではないかなと思うんですが、これを現状維持とされた要因は、先ほども言われたかもしれませんが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 先ほどの答弁にも少し重なってしまいますけれども、介護支援ボランティアの登録者の年代層でいうと、70代、80代の方が6割を占めております。そのため御自身の高齢化によって登録を解除する方というのが非常に多くなっておりますので、まずは現状の数を少なくとも維持をする、そのために新規の登録者も増やす。ただ、それ以上に、やはり高齢化によって減少する方が多くなってしまっているというのが現状となっております。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 補足ですけれども、コロナ禍前と大きく違うのは、やはりそういう施設がコロナ禍前と違って自由に入室できるような仕組みになっていないのではないかなと思っております。例えば、病院でもそうでしょうけど、面会の人数を制限されておられるといった意味ではコロナ禍前と違って伸びるのかと言われれば伸びないだろうと予想し

ております。

山田伸幸委員 介護支援ボランティアはそういう施設へのボランティアだけじゃなくていろいろな形があるかと思うんですよね。幅を広げていく。よく言われてるのは、得意なこと、やりたいことで、ボランティアをしたいという方も多様になってきていると思うんです。ですからそういった多様な方々を掘り起こしていかないと、これは広がらないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 御指摘のとおり介護施設以外にも例えば社会福祉協議会のサロンとか、包括支援センターで実施している百歳体操の場などでの支援もこの登録の対象になっております。あとは、いろいろな形で、高齢者の方が支援いただくことは十分考えられます。私たちも全ての高齢者の方の得意分野というのは把握できておりませんので、今後も関係機関と連携して、支援ができる方を発掘してそれを活動の場につなげられるように取り組んでいきたいと考えております。

前田浩司委員 先ほど、介護ボランティアの年齢別の数字を、70代、80代の割合が6割と報告がありましたけれども、若い方って例えば何歳ぐらいの方が入っておられるのか教えていただけますか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護支援ボランティアは40歳以上の方が登録の対象になっております。40代の方が1人、50代が8人、60代が16人となっております。

前田浩司委員 そういった方々に、募集をかける手法ですよ。広報紙に載っていた記事を見たんですけれども、例えば、それ以外にどのような手法を考えておられるのか、実情を教えてください。

奥良秀分科会長 前田委員にお伝えしたいんですが、前田委員が質疑されてい

ることは、ボランティア活動への参加促進の事業について個別具体的に
入られていると思いますので、その辺はこの審査では控えていただきた
いと思います。

前田浩司委員 取り下げいたします。

山田伸幸委員 主要事業に、2番目に高齢者の活動拠点の確保とあります。こ
れはちょっとイメージしにくいんですけど、これはどういうふうな考え
の下に活動拠点というふうに挙げられているのでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 具体的には、活動の場と少し重複するか
もしれませんが、こういう介護支援ボランティアもそうですし、
あとは老人クラブとか、それから市のほうで設置しております老人福祉
作業所などの維持をこの中に含めております。

山田伸幸委員 介護支援ボランティアの登録者に対する、どういうふうなボラ
ンティアがありますかとか、またその問合せとか、やっぱりその辺がま
だまだ欠けてるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 御指摘のとおり介護支援ボランティアの
方が活動するための支援というのは、これまでは少し不足していたので
はないかとは思っております。その中で、委託をしている社会福祉協議
会と連携して、実際に活動する施設や団体と、活動されるボランティア
をつなげるためのマッチングの取組は行っております。今後もこういう
取組を活用しながらそれぞれの活動につなげていただきたいと考えてお
ります。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。基本事業1について、質疑はありません
か。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、基本事業2の高齢になって
も住みよい地域づくりについて、質疑を求めます。

山田伸幸委員 私も地域の中で地域の活動をしている者として、この住みなれた地域でというのはとっても大切なんです。先日もある方が言っておられたんですけど、施設にせっかく入ってもらったのに、帰りたい、帰りたいと言われる。入院しておられる方も同じようにと言われる。やっぱり、住みなれた地域での生活を希望される方が、これ、特に年を取れば取るほどそういうのが増えてくるというのを感じています。そういった方が、地域で暮らしていける、それを支えるような体制が、この中でもらっていると思うんですけど、市としては、そういう住みなれた地域での日常生活を送れるような、体制づくりを今、具体的にどう考えておられるのでしょうか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 今回御指摘の体制づくりですけれども、評価指標に挙げております安心相談ナースホンもそうですし、それからこの事業の中にあります医療と介護等の相互連携の事業も、それぞれ高齢者の方が安心して暮らすための一つの体制になると考えております。それ以外にも、地域の中で小さな支え合いの取組を進めていただく、こういったことで住みなれた地域で生活できるような社会を実現していきたいと考えております。

山田伸幸委員 実際に私の実感として、やはりその人を支えられる特定の人に関わっておられるんですよね。ほかの人が行っても駄目、その辺での難しさもあろうかと思うんです。しかし、そういうことを言ったらいつまでもたっても変わらないので、やはりもっとサービスの利用を広げていけるようなことが必要ではないかなと思うんです。人的な支援が私はやっぱり一番重要なかぎを握っているんだと思うんですけど、そういった周りへの理解というか、それがないとこれは進まないと思うんですけど、どのように考えておられるのでしょうか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 御指摘のとおり、周りへの理解というと

ころで専門職の方は当然それぞれの業務の中で必要なことというのは認識をされていらっしゃると思います。それ以外にも、地域の方への理解の促進というところでは、現在地区運営協議会でそれぞれの福祉に関する会議が開催されておりますので、そういった場を通じて地域の支え合いの仕組みの大切さということをお伝えしていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 基本的には今、この主要事業の一番目、二番目等々を個別具体的な事業としてやっていくってことですかね。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 御指摘のとおりになります。

奥良秀分科会長 その他、基本事業2について、質疑はありますか。

大井淳一郎委員 中期基本計画では第2層協議体の設置か所数を挙げられておりますが、今回抜けてますよね。この要因をお答えください。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 中期に評価指標として挙げておりました2層協議体については、これまでは、介護保険のサービスでは提供することができない生活支援の充実を図り、地域で支え合う体制づくりを推進することを目的として、小学校区ごとに各地域に第2層協議体の設置を働きかけておりました。ただ、昨年9月に地区運営協議会が設立されて、地域のことは地域で考えていくという動きが進む中で、2層協議体と地区運営協議会の役割は同じであり、2層協議体の設置は求めていかないこととしたため、現状に合わせて指標を削除しております。

山田伸幸委員 安心相談ナースホンは、私もできたらいろいろな人につけてもらいたいと思って案内はしてるんですけど、これは制限がありますよね。お一人住まいだとか、高齢者だけとか、その辺は今具体的にどういうふうな形で制限があるんですか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 安心相談ナースホンの設置の対象者ですが、独り暮らしの高齢者の方もしくは御夫婦2人暮らしの高齢者の方、場合によっては日中1人の独居になる方も対象になっております。

山田伸幸委員 日中1人というのは、これは、年齢はないんですか。

奥良秀分科会長 たしか、これも予算決算等々の審査の要は事業内容でやっておりますので、そういった質疑はその場でやっていただきたいと思います。その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。続きまして、基本事業3、介護予防の推進について、質疑を求めたいと思います。質疑はありますか。

山田伸幸委員 この介護予防というのはもう20年ぐらい前からずっと言い続けられていて、具体的に住民運営憩いの場の設置数と介護予防応援隊養成者数ということで出されているんですけど、この評価指標二つだけでこれは足りるというふうに考えておられるんですか。ほかにこういったものを考えておるんですか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この評価指標につきましては、住民運営通いの場は、地域で主体的に介護予防活動を行っていただく場を設置して参加者を増やすというところで、介護予防に参加する方が多くなるイコール介護予防が推進されるという一つの指標でございます。ただ、委員おっしゃいますように、これだけが指標ではなく、地域には多く、サロンや公民館活動あるいは自分で自主的に介護予防に資する活動をされているというところなので、そこの全ての数を把握しているわけではありません。介護予防の普及啓発を通して、そういう活動を多くの方が参加されるようには取り組んでまいりたいと思いますが、市が実施している事業の一つの指標として挙げさせていただいているところです。

尾山福祉部長 少し補足ですが、主要事業の中に高齢者の介護予防事業ということで、この中にかなりいろいろな事業を入れております。それぞれの事業に、今までも予算審査としていただいておりますが、評価指標というのはちゃんとつくっております。ですので、これ以上の事業があり、それぞれに評価指標は立てている。ただ、この総合計画の基本事業の評価指標として表に出しているのがたまたまこの二つの事業をより力を入れていきたいということで出しているところでございます。

山田伸幸委員 ICTの活用が出ております。業務の効率化というのは提供する事業者側のことですよね。これが具体的にICTを活用したら、介護予防だとか重度化防止の取組が進められるというふうに、実際にそのようになってるんですか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現在、取り組んでいる内容としましては、事務量の軽減等に取り組んでおります。これは行政側の事務量になるんですが、例えば、住民運営通いの場だったり様々なところで行っているチェックリストなどのアンケートの、それを今までは手入力してたところを、デジタルを活用してデータを読み込むことでその事務量を軽減したり、そのことで職員が他の事業に従事することができるようになることが例としては行っております。

奥良秀分科会長 それに伴って、ほかの要は介護にも手が回せるっていう相乗効果があるんじゃないでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 会長がおっしゃるとおりです。

藤谷圭子副分科会長 すみません、評価指標の二つ目のところなんですけれども、介護予防応援隊養成者数が令和2年度が126人だったところは176人まで増えていて、すばらしいなとは思ったんです。ただ、このと

きの目標が230人でした。今回、そうやって126人から176人まで増えているんですけども、目標が215人とちょっと少なくなっているのはどういった理由ででしょうか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 介護予防応援隊養成講座は平成27年から開始しておりまして、当初は30名近くの受講者がおりまして、ここ数年の実績で見ますと1回当たり10名程度となっております、この数年の実績から年間10名程度の増加ということで目標値を設定させていただきました。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ここで1時間たちますので、空気の入換えをさせていただきたいと思います。11時から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午前10時52分 休憩

午前11時 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。続きまして、基本事業4、認知症施策の推進について、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 目標値に認知症サポーター養成講座受講者数の目標値が1万3,500人とされておりますけれど、これはどういったことを狙った数値なんのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 認知症サポーター養成者数の設定に関しましては、ここ数年の養成者数から推計して積み上げて設定をさせていただいております。

山田伸幸委員 この認知症サポーター養成講座の問題で言えば、前期の民生福祉で愛知県の大府市に行きました。そのときにこの問題を大胆に取り組もうということで、先ほど説明の中で小学校、中学校あるいは事業所も出たんですけど、学年を網羅して取り組まれて、目標値も2万人というふうにされて、もう大胆に増やしていくと。そうすることによって、この養成講座で介護とは何か、サポーターとして必要なことは何かということを学ぶということを通して、やっぱり今のその地域の現状も学んでいけるということで特別に力を入れて、ついには2万人を達成されてしまったんですね。その代わり、事務局の方は、各事業所に行って事業所でも絶対やってくださいと呼びかけたり、あるいは小学校、中学校なんかも、年に1回やっただけとかいうんじゃないくて、やっぱり何回も何回もやって、どんどん関わっておられる方を増やすという取組をしておられました。やはり私はそういった形で、今の介護の現状も市民の中に広がっていくんじゃないかなと。そしてそれをサポートしていくということでの位置づけがもう本当十分できるんじゃないかなと思うんですけど、そういった取組について、どのように受け止められるでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 認知症サポーター養成講座につきましては、本市においても小・中学校を対象に実施もさせていただいております。これは、教育委員会の子ども市民教育推進事業の中で実施をさせていただいてまして、ここ数年は、全体で占める学生の割合もかなり高いものとなっておりますので、今後も多く受講していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 補足ですけども、大府市のお話を聞きましたので参考にさせていただいて、今後どのようにするかは考えさせていただくということと、今、お調べしたところ、大府市は人口が9万3,000人ですね。この1万3,500人を1.5倍したらちょうど2万人になりますので、同じ目標数値でございます。

山田伸幸委員 ではこの1万3,500人というのは、本市としても大いに頑張ってる数字だと考えていいんですか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 職員は頑張っていると考えております。

山田伸幸委員 この認知症の問題は、地域で非常に大切になってるんですよね。この認知症になるというか、非常に地域の皆さん、認知症だ、認知症だって恐れておられるんですよ。それぐらいやっぱり皆さん、単なる物忘れから認知症にもなってるというふうに考えて、非常に深刻に考えておられる。そういったものを払拭する意味でも、それをサポートする人たちがたくさんおられれば、その地域でのもっと楽しい暮らしができるんじゃないかなと思います。やはりもっともっとその地域に出かけていく、あるいは先ほど出た小中学校にももっともっと広げて、子供たちもその地域の年寄りに対する目を養っていただく。そういった意味で大胆に僕は広げていく必要がもっとあるんじゃないかなと。先ほど大府市2万人と言いましたが、実際にはそれをはるかに超えておりますのでね。そういった原課の取組姿勢というのを私は問うているんですけど、いかがでしょうか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 委員がおっしゃられるとおり、認知症の方を地域で見守るという体制をつくるためには、そういった理解をしている方がたくさん地域に増えていくということが大事になってくると思っております。認知症を正しく理解して認知症の方を見守るということで、見守り声かけ訓練というものも市内で行っております。今年度、ある地区では中学生の参加もありました。小中学生の頃から認知症のことを考える、そして自分たちにできるサポートをするということを進めていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」と

呼ぶ者あり）なければ終了して18ページです。基本事業の5、介護予防サービスの充実について、質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 介護サービスの充実なんですけれども、評価指標、中期に続いて、介護サービス事業者に対する実施指導の年間実施件数ですよ。実施指導することで介護サービスが充実するので、もうちょっとダイレクトに介護サービスの充実につながる指標があるのではないかと思うんですが、なぜこの手法を使い続けるんですかね。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 評価指標を何にするかという問題であると思います。この評価指標というのは、多分全国のこの総合計画を見ていただきますと、実を言うと、入ってないところもあるんです。本市はこの総合計画を上げるに当たって、評価指標を挙げるということを一番最初に決めましたので、ずっと上げていくことになります。何を選ぶかということで、評価事業が上がりやすい事業と上がりにくい事業がやっぱりあって、いろいろな委員会を御経験されたから分かると思うんですけど、全然数字が合っていないんじゃないのっていうものが指標になることが過去もあったと思うんです。ここに関しましては、介護保険制度ですから、例えば国民健康保険、それから後期高齢者の保健。やはり一番大事なのは、制度の運営維持でございますので、やはり収納率をやっぱり上げなくてはならないだろうと。それから適正化、この二つが、やはり主になってきてます。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 委員がおっしゃられたことに関する事なんですが、事業所に対する実地指導の内容というのが、例えば運営基準だったり、施設の人員の基準だったり、あとは、サービスの提供の内容、ケアプランだったり、内容がきちんとその方の自立支援に資するものになっているかを全体的に検証しながら助言をしていく内容となっております。これを続けることによって、サービスの充実につながるという指標になると考えております。

山田伸幸委員 この評価指標で、介護サービス事業者のことが取り上げられています。最近もう本市では私まだ聞いてないので、言いようがないんですけど、他市町なんかでは、介護サービス事業者そのものの撤退がすごく増えていると思うんですね。そういったものが実地指導の中で、経営状態も含めて提供サービスが必要なことをやられているかということも、この実地指導の中で明らかになっていくんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 実地指導の内容の中にきちんとそれぞれのサービス事業所が担うべきサービス提供がなされているかというのは確認しているところです。ただの経営状況というところにつきましては、実地指導の対象には含まれてはいないと考えております。

藤谷圭子副分科会長 今の評価指標のところなんですけれども、今の実地指導で、昔は実地指導で、現在は、運営指導という文言が使われているように私はちょっと思っているんですけども、その点はいかがでしょう。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 副会長御指摘のとおり、現在の国で定めているマニュアルでは介護保険施設等運営指導マニュアルという言い方はされてます。ただ、本市では実地指導という言い方はしておりますが、内容としては同じものと御認識いただければと思います。

奥良秀分科会長 同じものということで、特に変更しなくてもいいという考えでよろしいですか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 本市ではこれまで実地指導という言葉を使っておりましたので、継続していきたいと考えております。

藤谷圭子副分科会長　今まで実施指導ということで内容も同じということは理解いたしました。ただ、ほかの市と比べるのはあれなんですけど、今は国のほうでもそういうふうになっているので、運営指導という文言に変えられたほうがいいんじゃないかなとは思っております。いかがでしょうか。御検討していただけますか。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長　そのような方向でもいいとは思いますが、実地指導で今、提案させていただいてますので、そのように変更されても、私どもとしては……

尾山福祉部長　検討させていただければと思います。

藤谷圭子副分科会長　それで今の実施指導の件なんですけれども、初めの説明の中でも、少なくとも6年に1回はしないといけないとあったと思います。できれば3年に1回はというところも国のほうから出てと思うんですけども、目標の33という件数が、最低の6年に1回はというのは多分されるんだと思いますが、どの程度を目標にして——ちょっと私は全体数が分からないのでこんな質問をするんですけども、この目標値の33というのが、どの程度指導ができる数なのか。その目標はこれでいいのかというところの確認です。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長　副会長おっしゃられるとおり、介護事業所の指定期間は原則6年間で、その間に少なくとも1回は運営指導を実施するよう厚生労働省の通知で示されておりますけれども、本市では介護報酬が3年ごとに改定されるために、改定内容の周知、遵守状況や加算の適正算定を確認するタイミングとして、3年に1回を目標としております。現在事業所の数が100弱あるため、年33回という目標設定をしております。

奥良秀分科会長 その他、基本事業5について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、続きまして、基本事業6について、介護保険の円滑な運営について、質疑を求めます。

山田伸幸委員 介護需要の増加が見込まれると。これはもうどうしても高齢者が増えておりますし、今まで例えばここで言ったら国保から後期高齢に移行される方というのが非常に増えていて実感するんですけど、逆にサービスの提供がなかなか高齢者の方のほうでサービスの提供を望んでいても、要介護度というものが出てきて、なかなか自分の思ったようなサービスを受けられないという話をよくお聞きします。そういった本人の希望と、それから実際にサービス提供ができるギャップというのをどういうふうに考えておられるでしょうか。

尾山福祉部長 個別のケースによって理由は変わろうかと思いますが、まず、介護保険のサービスというのは、希望のサービスを提供するのではなくて、必要性に応じてサービスを提供いたします。そこに関しては、ケアマネジャーだとかほかのサービス提供者とか専門職の目で、この方の自立支援のためにどういうサービスが必要かという観点で提供しますので、おのずからちょっと極端な例になりますが、もし何もかも人にやってほしいというような希望をお持ちの方がいらっしゃったとすれば、やはり保険で提供できない部分、本人にやっていただいたほうがいい部分、この辺が希望とはそぐわないサービス提供になってきますので、そういうふうな希望と提供量が合わないということはあろうかと感じております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では審査番号①を終了いたします。②からにつきましては、13時からの開始となっておりますので、今から休憩に入ります。それではお疲れさまでした。

午前 1 1 時 2 0 分 休憩

午後 1 時 再開

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号②、基本施策 1 3 の自然環境の保全・循環型社会の形成につきまして、執行部からの説明を求めたいと思います。

山本市民部次長兼環境課長 それでは、基本施策 1 3、自然環境の保全・循環型社会の形成のうち、環境課担当分について説明します。4 7 ページをお開きください。まず、あるべき姿としましては、温室効果ガスの排出の削減や自然共生社会づくりのため、廃プラスチックの再資源化など、廃棄物の 5 R や環境保全活動が進められるとともに、産業競争力と持続可能性を兼ね備えたエネルギーダイバーシティが形成されています。また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物の適正な処理や市民の生活環境の美化が図られています。次に、現状と課題です。一つ目は、環境保全やごみ処理費用の削減に向けて、ごみ減量化施策を展開していくことで、引き続き、ごみの減量化を推進する必要があります。また、資源物の回収が推進される施策を検討する必要があります。二つ目は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大を図るとともに、多様なエネルギーが持つ強み、特性を踏まえ、それらが最大限能力を発揮するようなまちづくりに挑戦する必要があります。三つ目は、市民の健康で快適な生活を確保するため、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが必要です。四つ目は、一般廃棄物の処理は、生活環境の向上のため、適切に処理していくことが必要です。そのため環境衛生センターの安定的かつ継続的な管理運営体制の構築及び老朽化の進む浄化センターは下水道投入施設の整備が必要です。なお、五つ目に記載されておりますのは、農林水産課の所管となりますので、説明は割愛いたします。続きまして、これらの課題解決のため、後期基本計画の計画期間 4 年間で取り組むべ

き目標については、市民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に取り組めるための普及啓発を推進、資源有効活用に伴う具体的手法の周知、GX推進のための具体的施策の展開、環境学習に関する機会の提供及び脱炭素に向けた意識啓発を促進、地域と連携した環境美化活動の継続と充実、尊厳ある葬送のための施設の適切な維持管理、適正飼養等の周知による周辺生活環境の保全の推進、環境衛生センターの適正かつ持続可能な管理運営、下水道投入施設整備事業に着手、としています。なお、最後の森林・里山の自然環境の保全は農林水産課の所管です。48ページをお開きください。目標指標について説明します。まず、市民1人1日当たりごみ排出量です。これは、前期・中期でも目標指標としているもので、令和6年度の実績値901.4グラムに対し、令和11年度の目標を879.9グラムとしました。この目標値は、昨年度改定いたしました山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画で推計した数値であり、近年のごみ排出量から将来のごみ排出量を推計し算出したもので、循環型社会の形成に向けた取組、廃棄物の5Rを進めることで目標達成を目指します。次に、市全体の温室効果ガス排出量ですが、今後のGX推進、2050年カーボンニュートラル実現に向けた進捗状況を測る指標として後期基本計画から設定しているものです。指標は、市全体で排出されるCO₂排出量の推計値で、令和4年度の現状値305万5,000トンと令和9年度に209万5,000トンに削減する目標としています。採用する数値は、環境省が公表する推計値で、現状値を令和4年度、目標値を令和9年度としているのは、統計情報の制約上、最新の推計値が2年遅れで公表されるためです。温室効果ガス（CO₂）削減については、国が2030年度に基準年の2013年度比46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しており、本市も国と同様の目標を定め地球温暖化対策に取り組むこととし、現在、策定を進めているGX推進アクションプランの温室効果ガス削減目標とも整合を図ります。続きまして、基本事業について説明します。まず、基本事業1は、リサイクルの推進です。環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に取り組み、ごみの再利用化・再資源化を始めとする循環型社会の形成

に努めます。評価指標は、1年間に排出されるごみのうち、リサイクルに活用したごみの割合であるごみのリサイクル率を、令和6年度の現状値20.8%から令和11年度は22.3%に上昇させることを目標としています。主要事業は、リサイクル推進事業です。49ページをお開きください。基本事業2は、地球温暖化対策の推進です。地球温暖化について、市民に対して現状及び対策等の周知を推進することで環境意識の向上に努めるとともに、GX推進アクションプランに基づき、行政自ら環境負荷を低減させる行動を積極的に推進します。評価指標は、一つ目が、地球温暖化対策普及啓発活動回数で、令和6年度の現状値15回を令和11年度には20回に増やす目標値とし、ウェブサイトやSNS等を活用し、地球温暖化に関する情報収集・情報発信に努めるとともに、関係機関・関係団体と連携し環境学習に関する機会の提供、積極的な参加に努めます。評価指標の二つ目は市施設の温室効果ガス排出量です。令和6年度の現状値1万8,630トン进行令和11年度に1万5,002トンに削減する目標としています。目標達成に向け、GX推進アクションプラン（事務事業編）に基づき、市施設の温室効果ガス排出量削減に向け取組を進めます。主要事業は、地球温暖化対策事業です。基本事業3は、環境・公害監視の推進です。環境行政の円滑な実施のため、大気・水質・騒音等の定期的な調査を実施します。また、主要企業と環境保全協定を締結し、適正な指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。評価指標は、中期基本計画では「大気・水質・騒音等定期調査箇所数」としておりましたが、環境調査センター廃止に伴い、調査する箇所数、項目数、回数等を見直し、それぞれ減らしていることから、後期基本計画においては、海域・河川・湖沼の水質環境基準達成率とし、目標値については、現状の水質環境基準達成率を維持することとし、98.7%としています。主要事業は、環境・公害監視事業です。50ページをお開きください。基本事業4は、環境美化・生活衛生の向上です。公衆衛生を保全向上させるための取組を計画的に進めます。また、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で街の美化活動を行います。評価指標は、市民と市が協働で行う街の美化に参

加していただくアダプトプログラムの参加団体数を、令和11年度には、令和6年度の現状値35団体から約10%増の38団体へ増加させることを目標としています。主要事業は、環境美化・生活衛生向上事業、犬、猫保護等関連事業、廃棄物処理事業、埋火葬関連事業です。基本事業5は、一般廃棄物処理の推進です。環境衛生センターを始めとするごみ処理施設は、適切な運転管理を行います。また、老朽化の進む浄化センターは、下水道投入施設の整備を進めます。評価指標は、一つ目は、ごみ焼却量で焼却炉に搬入する燃やせるごみの量を、令和11年度には、令和6年度の現状値2万376トンから約3.4%減の1万9,690トンに減少させること、二つ目は、浄化センターに搬入するし尿及び浄化槽汚泥の処理量を令和11年度には、令和6年度の現状値3万1,313トンから約23.8%減の2万3,868トンへ減少させることを目標としています。いずれも、処理量を減少させることにより、各施設の設備・機器への負荷軽減につながるもので、一般廃棄物処理基本計画で推計した数値です。主要事業は、ごみ及びし尿等に係る一般廃棄物処理事業です。なお、51ページの基本事業6については、農林水産課の所管ですので、説明は割愛させていただきます。最後に、関連する個別計画は、現在策定を進めている山陽小野田市GX推進アクションプラン(区域施策編・事務事業編)及び昨年度改定した山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画です。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。まず、47ページから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 あるべき姿の中で廃棄物の5Rということで挙げております。これももともとは3Rだったわけですけど、5Rにして変わったこととか、あるいは、変化だとか、その辺で何かあればお答えください。

山本市民部次長兼環境課長 3Rを5Rにしたからといって特段変わったこと

はございません。

山田伸幸委員 例えば、修繕ですね。これが何か特別な取組があったのかどうか、そういうものないんですか。

山本市民部次長兼環境課長 5 Rで追加した、リフューズ、リペアのうち修繕のリペアですけれども、これは修理して使う。もともと3 Rのリデュース、リサイクルにも含まれる概念かなとは思いますが、修理して再生利用をしているのは市民それぞれが取り組まれていますので、特段変わったということではございません。

濱本健吾委員 4年間の目標で、森林・里山の自然環境の保全と書いてあるんですけど、山陽小野田市は海に面してて沿岸が多いと思います。海洋ごみとか、沿岸環境というのは今しっかり管理できるという認識でしょうか。

奥良秀分科会長 海洋ごみとか沿岸環境について、今、しっかり管理できているのかという現状を教えてください。

山本市民部次長兼環境課長 沿岸の管理を環境課では行っておりませんが、海岸清掃とかで清掃作業は関係団体とともに実施しているということではございます。

大井淳一郎委員 4年間の目標なんですが、中期基本計画では、どちらかというと、飲食店を中心とした事業所に食品ロスの協力要請するとなっていました。これに対して、このたび市民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に取り組めるための普及啓発の推進というふうになっているんですが、この意図を教えてください。

山本市民部次長兼環境課長 食品ロスについて、市でどれだけの量かというの

は厳密に数字は持ってないんですけども、国全体で464万トンという数字が発表されており、そのうち半分が家庭系であります。各家庭でもそれぞれ取組を進められていると思うんですけども、これからも継続して、例えば食材を買い過ぎないとか、作り過ぎないとか、食べ切るとかいった啓発をこれまで以上にしっかりと進めていきたいと考えております。

大井淳一郎委員　もう1点、4年間の目標の中で市公共用施設における温室効果ガスの排出削減のための取組の推進というのは中期になっておりました。このたび、GX推進のための具体的施策の展開ということで、これに含まれるのかなと思うんですが、まずこの点を確認したいと思います。

山本市民部次長兼環境課長　委員がおっしゃるとおり、今策定中のGX推進アクションプランにも同様の数値目標を掲げることとして進めているんですけども、今からGXを進めていくということで今回目標に設定しております。

山田伸幸委員　GXというのは、市民はほとんど知らないんじゃないかなと思うんですけど、その辺の周知度をどういうふうに考えておられますか。

山本市民部次長兼環境課長　まだまだ浸透していないところもあると思うんですけども、ただいま策定中のGX推進アクションプランの中でも、主には事業所に対しての取組が中心になるかと思いますけども、市民それぞれがグリーントランスフォーメーション、これまでの生活から少しでも脱炭素に向けた取組、あらゆる取組があると思いますけども、市民、各家庭でも取り組めることってというのは数多くございますので、それらをこれからいろいろと周知活動、啓発活動に努めていきたいと思っております。

前田浩司委員　4年間の目標の上から4番目、環境学習に関する機会と書いて

あるんですけれども、具体的にこういった取組をする予定なのか、お伺いいたします。

山本市民部次長兼環境課長 これまでも地球温暖化対策地域協議会と連携して、出前講座等を実施しておりますので、今後も継続して地球温暖化に関する出前講座等を中心に展開していこうと考えております。

前田浩司委員 これまでどおり、出前講座とあるいは環境展とかいろいろな機会を捉えてやっておられたと思うんですけれども、この後期に新規にやっっていこうという取組は現時点であるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 具体的にはまだ申し上げられないところもございますので、今から予算等もついたら新しいこともできるかなと思ってますので、詳細については答弁を控えさせていただきます。

大井淳一郎委員 4年間の目標で、適正使用等の周知による周辺生活環境の保全の推進とあります。これはこのたび加わったんですが、これの意図についてお答えください。

山本市民部次長兼環境課長 2年前、3年前から飼い主のいない猫に対する対策として、不妊去勢手術の補助事業等も実施しております。今もなおやはり市民から猫や犬の様々な相談とか苦情とかを寄せられておりますので、それらについて対応対策を充実していこうということで掲げているものでございます。

濱本健吾委員 現状と課題のところ、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大と書いてありますが、これは太陽パネルを増やしていくという意味合いでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 主には再生可能エネルギーですので太陽光パネル

にはなろうかと思えますけれども、バイオマス発電も市内でも取り組まれていますし、例えば、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も普及促進する必要があると思います。例えば車についても次世代自動車どんどん導入が進められていますけれども、様々なことが考えられるかと考えております。

山田伸幸委員 太陽光パネルについては、今、全国的に自然破壊との問題が言われてるんですけど、ここはもう一層進めるということで、よろしいのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 当然、自然破壊、環境汚染となってはなりませんので、一方では注意しながら、一方では進めていくということになろうかと思えます。

山田伸幸委員 非常に難しさがあって、もう開発許可が要らないとかそういったのが出てくると、全然制御がきかなくなってしまうんですけど、その辺ではどのように考えておられますか。

山本市民部次長兼環境課長 太陽光パネルについては、全てが、例えば、山を切り崩し、広い土地を開発してということばかりではないとは思います。それなりの災害とかいろんなリスクについては、国も今、対策検討を進めているようです。それらを注視しながら、一方で進めなきゃいけない部分につきましては、例えば、ペロブスカイトであるとか、新たな技術がどんどん出てきておりますので、今後それら新たな技術が進んでくれば、より高効率な再生可能エネルギーの導入が図れるかとは思っております。

山田伸幸委員 ごみ減量化の問題なんですけれど、ごみ減量化を推進する必要があるというふうに書いておられますけれど、このごみ減量化については市民にも啓発をするんでしょうけど、本市としての取組はどのような

ことが具体的に上がってるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 市で発生するごみ、衛生センターで搬入され処理するごみというのは、やはり市民事業者から多く搬入されることになりまので、市民事業者に最初に申しました5Rの推進を中心に啓発活動続けるなどして、全体のごみ減量化につなげていきたいと考えております。

山田伸幸委員 本市の特徴というか、プラスチックごみについては、今、可燃ごみとして処理しておられるんですけど、この辺の見直し等はどうか。

奥良秀分科会長 分別をもっと厳しくして、あるべき姿にしていくのかってことだと思うんですが。

山本市民部次長兼環境課長 廃プラ、ビニールプラスチックごみ処理は非常に難しい課題を抱えているのが現状です。現在ペットボトル、それから白色トレイについては分別収集して再利用、再資源化を図っておりますけれども、その他のものにつきまして、それを実施しようとするとなると、例えば、まず収集をどうするのか。それから、中間処理をどうするのか。そのあとのリサイクルにつなげていくためのことをどうするのか。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルといろいろな手法がございますけれども、当然それぞれに収集、中間処理、それからリサイクルに相当な経費がかかる現状がございます。ですので、それらをしっかりと研究してまいりたいと考えております。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、47ページを終わりまして48ページの目標指標について、質疑はありますか。

大井淳一郎委員 このたび市全体の温室効果ガス排出量というのを加えましたが、これって環境省が公表する推計値だから、他力というか、市としては何か改善することでこの推計値も変わってくるという理解でよろしいでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 今、御指摘のとおり、この算定については、環境省で全体の排出量がこれぐらいだという推計値を出しまして、それぞれの都道府県において、製造業であれば製造品の出荷高で案分するとかいうやり方が決まっております、各市町の排出量が推計値として公表されます。本市としても、この推計値を現状値それから目標として、これを指標として進めてはいきたいと思っておるんですけれども、これももちろん市内の企業とか、それぞれの出される分野においての取組が、直接的なものもありますし間接的にも働いていきます。なので県全体の排出量を抑えていく各事業所での特に特定事業所、大きい事業所については、直接算定に関わる数字を届け出るといとか、排出量をそのまま数値とさせてエネルギーこれぐらい使ってますよということで報告されて、その数字をそのまま積み上げに採用されますので、市内の事業所が取り組まれることは、当然削減される内容については十分反映されていくと思っただいて大丈夫かと思っております。

前田浩司委員 今の件にちょっと関連しまして、現状値は公表されてるっていう話でありました。目標値のところの2, 095の根拠というか、参考となるものが何かあるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 これは、まず2013年の基準年がございまして、その数値から2030年度に46%削減するという目標を掲げておりますので、それを年度単位で単純に計算した数値になります。

大井淳一郎委員 この46%削減というのは何か国の指針ですか。それとも市が独自に46%目標設定したんでしょうか。この点確認したいと思いま

す。

山本市民部次長兼環境課長 最初の説明でも触れたんですけども、国が2030年度に46%削減、50%の高みを目指すというふうに宣言をしておりますので、国に準じた目標としております。

奥良秀分科会長 実際、これ市が量を管理、計測というのはできないですよ。

山本市民部次長兼環境課長 あくまで推計値でございますので、CO₂の量を実際に測るというわけではございません。それから、管理するっていうのは、市で管理するのはおっしゃるとおり非常に難しい問題です。先ほど原野も説明しましたとおり、各事業、各企業、それから各家庭での取組によって減らしていこうというものでございますので、実際管理するというのは非常に難しいことかと思えます。

山田伸幸委員 先日も自治会で問題になったのが、水分をどういうふうに除去していくかということを議論したんですけど、その辺で何か呼びかけが弱くなってるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。水分というのは多分ごみの含有水量のことだと思うんですけど、昔よく水切り何とかがあってやってたと思うんですけど、ちょっと個別事業になるんですが、もし答えられるのであればお願いします。

山本市民部次長兼環境課長 基本事業1、または5にも関連するかと思えます。おっしゃられたのが生ごみの水問題かなと思いますけども、市でも生ごみ処理機、コンポスト等の補助金も出しておりまして、いろんな方法で生ごみを処理することは可能かと思えますので、それらについてはしっかりと周知啓発をしていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 先ほどの、要は排ガスの件なんですけど、大手の企業の工場等々は今言われたみたいに、GXの関係で、環境省等々にうちはどのぐ

らいという数字を出していると思います。その他のところ、要は市内業者できちんとそういうことは管理を今からできるんですかね。

山本市民部次長兼環境課長 大手以外、中小企業や事業所、それぞれでも取り組んでいただきたいと考えております。今、県もいろいろなセミナーなど実施しておりますし、県にも協力を得ながら相談体制、それからこういことができますよとかの情報提供をしっかりと進めていきたいと考えております。

山田伸幸委員 リサイクルの問題で、リサイクル料というのが出ているんですけど、これは、どのようにして図ってるんですか。

奥良秀分科会長 今、山田委員が言われるのは基本事業1でしょうか。（発言する者あり）ちょっと待ってくださいね。今、目標指標までしか行っておりませんので。では目標指標のところはよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）では48ページの基本事業1のリサイクルの推進について質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 1年間のリサイクル量というのはどのように図られているんでしょうか。

須子環境衛生センター所長 ここで言いますところの1年間のリサイクル量といいますのが、環境センターで処理しておりますうち、直接資源化するもの、破碎処理後資源化するもの、圧縮梱包物、固形化物、小型家電、パソコン、焼却残渣、集団回収したものといったものの数値の合計でございます。平たく言いますと、瓶缶、それにペットボトル、発泡スチロール等々、再資源化にしているものの量でございます。

奥良秀分科会長 要は買取りっていうんですかね。金額が上がってるものなんでしょうか。

須子環境衛生センター所長　それも含みますけれども、例えば、焼却残渣、焼却灰ですね。これはセメントの原料等に出しておりますし、そういったものも含んでおります。

奥良秀分科会長　その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では49ページの基本事業2の地球温暖化対策の推進について、質疑を求めます。

山田伸幸委員　これは施設の温室効果ガス排出量ということで、本庁、出先機関ということで公営競技事務所とあるんですけど、これは事務所の中でということになると、本当に微々たるもんじゃないかなと思うんですけどどうですか。

山本市民部次長兼環境課長　この括弧内の公営競技事務所は、オートレース場事業のことでございます。

山田伸幸委員　では、レース数で出されるそういった排出も含まれるということなんですか。

奥良秀分科会長　いや、それを除くって書いてあるんで、多分除くんでしょうけど。

山本市民部次長兼環境課長　公営競技事務所、山口東京理科大学を除くとしておりますので、これは含まれません。

大井淳一郎委員　その除くなんですけど、前は、山口東京理科大学は含まれていて、今回は除くになった理由を教えてください。

山本市民部次長兼環境課長　これまでも薬学部の増設だとか、今後も今、厚狭

キャンパス新学部構想など、大学の規模が拡大拡充する予定がございますので、含めたままであると総量が増加することが見込まれることから、今回は除外しております。

山田伸幸委員 目標値がかなり厳しいんじゃないかなと思うんですけど、具体的に本庁での取組というのは、これにふさわしいようなことを全庁挙げてやられているんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 ちょっと厳しい御指摘の部分もございますけれども、例えば、昼休みに照明を落したり、なるべくペーパーレス化を進めたり、市役所の会議では、パソコンを持ち寄ってペーパーレス化の会議としておりますし、それから、冷暖房機器も最近は暑さがかなり厳しいので若干緩んでるところがありますけれども、ウォームビズ、クールビズを推奨することで、省エネ対策等々を進めております。これからも一層それらを進めていく必要があるとは考えております。

山田伸幸委員 以前提案制度とかもあって、いろいろな部署のアイデアを募集するというのがあったと思うんですけど、そういった取組もされるような考えはないですか。

梅田市民部長 ただいま山田委員が申し上げられたことは企画課のほうで今でもしております。温室効果ガスの排出に特化したような提案というのは特に取り組んでおりません。

山田伸幸委員 この地球温暖化対策は、やはりそれなりに意識しないとできないと思うんですね。そういった研修が市全体の中で行われているんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 これまでは率先実行計画と申していたものを、来年度からはGX推進アクションプラン事務事業編に変える予定なんです

けれども、率先実行計画の中でエコリーダー会議等々を開いてはきております。それから、ノーマイカーデーを実施する日の前日の夕方にはノーマイカーデーについて庁内放送をするという活動もしております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、続きまして、基本事業３、環境・公害監視の推進について、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 この間、工場の進出というのが大分出てきたんですけど、そういったところの環境保全協定というのは締結されてるのでしょうか。

湯浅環境課主幹 今、工業団地に企業が大分進出して来られておりますが、うちが協定を結ぼうとする企業の大多数が公害のおそれの少しあるようなところと環境保全協定というのを結ばせていただいております。そういった意味では、新しい工業団地にはそういった環境汚染のあるような企業の進出は聞いておりませんので、締結はしておりません。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ４９ページを終了して、基本事業４、環境美化・生活衛生の向上について、質疑を求めます。

大井淳一郎委員 さっきから中期と比較して質問してるんですが、多分誤植だと思うんですが、アダプトプログラムで「市民と市が共同」ですね。この字が協力の働くかなと思うんですが、この点確認したいと思います。

山本市民部次長兼環境課長 御指摘のものでございますが、申し訳ありません。誤植でございます。上の説明文の「市民と市が協働で街の美化活動」という「協働」のほう为正解でございますので、訂正の上おわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

奥良秀分科会長　今、執行部のほうからの説明で、「共同」の文字が違ったということで、訂正ということがありましたが、異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、そのように訂正させていただきます。

山田伸幸委員　アダプトプログラム参加団体数というのが、３５から３８へ増やすというような目標なんですけれど、今まで増えていくばかりのほうだったと思うんですけど、高齢化に伴って退会、辞めるということもこれから出てくるんじゃないかなと思うんですけど、現状そういったことはありますか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長　おっしゃるとおりです。少人数で高齢者の割合の高い団体が登録を辞退されるケースがあります。

山田伸幸委員　犬猫保護関連事業なんですけど、制度をつくって以降、利用が非常に多くて、補正予算も含まれてるような状況なんですけど、これは今後も今のような数値でこの利用が増えてくると見ておられるのか、それともそろそろ安定するというふうに見ておられるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長　今年度、また前年度、前々年度を見ておりますと、それから、各地区市民からの相談の件数を見ておりますと、まだまだまだ分必要な事業かなと考えております。

山田伸幸委員　それと犬の野犬化ですね。これはなくなったかなと思ったら、また新たな野犬が出てきたりして、非常に自治会としても困っているんですけど、野犬について通報はするんですけど、何も返事が返ってこないというか。その辺でどういう取組になってるんでしょうかね。

奥良秀分科会長　そこはちょっと個別具体的に入っていますので。

山田伸幸委員　では、市民の通報があるんですけど、それに対して市はどう

いう取組をしているのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 野犬の通報というのは、最近でも複数ございます。

市で、できることは限られておりますので、県と連携しながら捕獲檻の設置等々で捕獲していく、そのお手伝いといいますか、保健所と連携して取り組んでいるところですので、今後も引き続き、保健所と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

奥良秀分科会長 あまり主要事業のところをやっても、ほかでできますので、今回はそういうところはなしにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それでは基本事業5、一般廃棄物処理の推進について、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 し尿等の処理で、3万1,000トンが、令和11年には2万3,000トンということなんですけど、現在、下水道施設への導入というのが出てきています。令和11年までにそれは終わらないということでのこの数値なのでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 数値に関しては、下水道への接続等によって、くみ取りや浄化槽の方の人口が減少していくことと、市全体の人口減少等を加味して、数字目標の数値を記載しているところになります。下水投入に関しましては、今まで浄化センターの老朽化に伴って、施設整備を進めていることは皆さん御存じのとおりだと思います。そちらに関しましては、現在先行して仮設管を組んで早めに投入できるように事業を進めておりまして、今年度そちらの仮設管の設計工事を進めております。順調にいけば、来年度工事をいたしまして、令和9年度から投入を進めたいと考えております。

山田伸幸委員 では、その投入数量が限られてくるので、令和11年になっても2万3,000トンは処理しなくちゃいけないということなんですよ

うか。

原野環境課主査兼環境政策係長 おっしゃるとおり、市内の全体の量に対して、処理を安定的に下水道の共同処理で行っていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 関連個別計画ですね。先ほど率先計画はもうGXに統合と言われたんですけども、実施計画を見ると、率先実行計画推進事業ってあるんですが、これとの整合性はどうなってますか。

山本市民部次長兼環境課長 まだそこは訂正してないんですけども、今GX推進アクションプラン事務事業編として改定を進めており、まだ確定したわけではございませんので、確定次第、所要の修正はかけていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、審査事業②、基本施策13を終了いたします。職員の入替えを行いますので、14時から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後1時48分 休憩

午後2時 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号③番、基本施策10、防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進について、執行部からの説明を求めます。

熊野生活安全課長 最初に目標指標の誤りがございましたので、おわびして訂正をお願いしたいと思います。39ページ、基本事業4の評価指標で、空き家バンク登録戸数の箇所、令和11年の目標値を145戸のとこ

ろを80戸としておりました。理由としては、5年で80戸増のつもりで記載をしておりましたが、累計ということでしたので80プラス65の145戸の誤りでした。申し訳ございませんでした。

奥良秀分科会長 今、執行部のほうから誤りがあったということで目標値を80から145に訂正ということがありました。こちらは本分科会のほうから修正案として提出することに異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、分科会で修正案を提出させていただきます。それでは引き続きまして、執行部から説明を求めます。

熊野生活安全課長 それでは、「基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進」について、生活安全課から説明いたします。37ページをお開きください。まず、あるべき姿として、市民の交通安全に対する意識の高まり、市内各地域の防犯環境の整備、空家等の適切な管理の確保、利活用可能な空家等の活用、消費生活に係る情報提供や消費生活相談体制の充実により、市民の安全・安心な生活環境が整っていますとしています。中期基本計画からの変更点としては、空き家の関係で管理不適切空家等の減少を空家等の適切な管理の確保に変更いたしました。理由として令和5年の空家法の改正により管理不適切空家という定義がなくなり管理不全空家等に変わりました。管理不全空家等は一定の現地調査等の手続きを経て認定が必要な空き家であるため、一般的な空家等に対しても、適切に管理していただく必要がありますので空家等とし、また管理の確保は空家法改正の基本方針の一つである「管理の確保」という言葉に変更いたしました。次に、現状と課題は、交通安全対策では、本市の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者の関わる事故の割合が増加しています。交通ルールの遵守と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って市民一人一人が交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る必要があります。交通安全環境につきましては、通学路について、安全安心に利用するための整備が必要な箇所が増加しています。こちらは土木課の所管となります。防犯対策では、本市の刑法犯認知件数は令

和5年から増加傾向にあり、犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生した場合に適切かつ迅速に対処する環境の整備を推進するためには、警察、行政、市民等が一体となった取組が求められます。空家等対策では、少子高齢化の進行や人口減少により、今後は更に空家等の増加が見込まれます。市民の快適で安全な住環境を確保するには、空家等の除却の促進や有効活用、適切な管理を総合的に推進する必要があります。消費生活では、消費生活のデジタル化の進展によりインターネット取引を中心に新たな消費者トラブルや消費者の不安に乗じた悪質商法のリスクが高まっています。被害防止のため正確な情報発信とSNS等を活用した迅速な注意喚起の必要があります、といったことが挙げられます。4年間の目標として、交通安全教育による市民意識の啓発、交通事故の防止、通学路の安全対策の推進、地域防犯環境の整備、空家等の活用拡大、空家等の管理の確保、特定空家の除却等、消費生活相談の適切な対応・処理、正しい知識に基づき的確な判断ができるような消費生活情報の提供、を挙げています。目標指標は、総合計画策定に係る市民アンケートにより「安全で安心して暮らすことができると感じている人の割合」とし、令和6年の現状値が62.5点となっています。令和11年に向けて交通安全に対する意識の高まり、防犯環境が整備され空家等対策が進み、消費生活の安全が確保されることで、市民が安全で安心して暮らすことができると感じている人の割合が増え、65.0点としています。続きまして、基本事業について説明いたします。38ページ、基本事業1、交通安全思想の普及についてです。交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、生涯にわたる学習を効果的に実施することにより、市民一人一人が交通安全を自らの課題として認識し、「自らの身は自ら守る」という意識の醸成を図ります。また、人優先の基本的な考え方の下、子どもや高齢者等の交通弱者に配慮する思いやりの心を育む運動を推進します。評価指標としては、「交通事故死者数」及び「交通事故発生件数」を掲げ、交通安全活動事業を進めることにより、交通事故死者数は令和6年の現状値3人から令和11年の目標値はゼロ人、交通事故発生件数は、令和6年の現状値79人から令和11年の目標値は60人以下を目指すように

設定しています。主要事業としては、交通安全活動事業で、内容として春、夏、秋、年末年始などの交通安全運動期間中に実施する各種キャンペーンや交通安全フェスタにおける啓発、また年間を通じて行う各種活動や交通安全教室の実施、警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会などと連携しながら交通安全思想の普及につながるよう取組を進めてまいります。基本事業2、交通安全環境の整備は生活安全課の所管ではありませんので割愛させていただきます。次に39ページ、基本事業3地域防犯対策の推進についてです。犯罪や暴力のない安全・安心なまちづくりのための事業に対する支援を行います。また、夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生の防止を図るため、自治会等が設置する防犯外灯及び防犯カメラの設置経費の一部を助成します。評価指標としては、刑法犯認知件数と防犯カメラ設置補助件数を掲げ、地域防犯対策を推進することにより刑法犯認知件数が令和6年の現状値215件から令和11年の目標値は150件以下、防犯カメラ設置補助件数は令和6年の現状値1台から令和11年の目標値10台を目指すよう設定しています。主要事業としては、地域防犯対策推進事業として主には山陽小野田防犯対策協議会への補助金を交付し、その活動を支援するとともに、県、警察、防犯対策協議会と連携し、啓発活動等に取り組みます。また、防犯対策整備事業として、防犯外灯設置費補助、防犯カメラ設置費補助により自治会等が進める防犯対策設備の整備を支援します。次に、基本事業4、空家等対策の推進についてです。市内の空家等に関する情報収集と実態把握に努めるとともに、「山陽小野田市空家等対策計画」に基づき、管理の確保と活用拡大に取り組みます。評価指標としては、助言等を行った空家等の所有者対応率を挙げています。この指標につきましては、中期計画の管理不適切空家等と判断した空家等の改善率から変更しております。変更の理由につきましては、まず、あるべき姿で説明しました令和5年の空家法の改正により管理不適切空家がなくなり管理不全空家等が定義されました。管理不全空家等は認定が必要な空き家であることから分母を助言等を行った空家等に変更しました。また、改善率を対応数に変更いたしましたのは、改善の定義が市民の方によって

異なる事案もありましたので、苦情に対し所有者が状態の改善に対応いただいた件数に変更いたしました。令和6年の現状値38.1%から令和11年の目標値は100%としております。こちらの目標値100%につきましては、この度分母を助言数とし、今まで助言できなかった所有者不存在の空き家や所有者が行方不明の空き家、相続関係が複雑で相続人調査に時間がかかっている空き家を除外して、助言を行った全ての方に対応していただきたいとの思いから設定しました。相手方のいることなので目標達成は困難かと思いますが、解決に向けて1件1件対応していきたいと思います。また、空き家バンク登録戸数は、令和6年の現状値65戸から令和11年の目標値を80戸と設定しております。主要事業として空家等適正管理推進事業として空家等対策計画に基づき適切に管理されていない空き家に対して対策を進めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家については、空家等対策協議会の意見を踏まえ特定空家等に認定するとともに、特定空家等に対する法的措置を検討いたします。また、空家等利活用事業については、空き家バンクを中心とした事業を進め、活用可能な空き家の登録を促してまいります。また所有者が抱えている空き家に関する悩みを専門家団体に相談できる「空き家流通促進プラットフォーム」を利用させていただくことにより流通阻害要因を解消する一助として空き家の利活用につなげてまいります。40ページをお開きください。次に基本事業5、消費生活の安全確保についてです。市民が安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費生活に関する教育、普及啓発などを実施するとともに、消費者事故等の情報提供や消費者トラブルに対応する消費生活相談体制の充実を図ります。また、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった市民の消費者被害を防ぐため、見守りを実施する機関、団体との連携を強化します。評価指標としてうそ電話詐欺発生件数と消費者教育講座の実施回数を挙げております。うそ電話詐欺発生件数は、通話録音装置の貸出しや警察や県からの防犯情報をタイムリーにホームページや市公式ラインで注意喚起するとともに民生児童委員協議会などで情報提供してまいります。令和6年度の現状値1件から令

和 11 年の目標値はゼロ件を目指すこととしています。消費者教育講座の実施回数は市の出前講座により消費者トラブルについて情報提供を行います。令和 6 年度の現状値 7 回から令和 11 年度の目標値は 10 回以上を目指すこととしております。主要事業については、消費者保護事業として、悪質商法による消費者被害の防止に努めるとともに、消費者団体の育成に取り組みます。また地方消費者行政活性化事業として、消費生活センターの相談体制を充実させ、消費生活相談員が専門事例研修等を受講することにより、相談員の資質・能力向上を目指します。基本施策 10 の関連する個別計画につきましては山陽小野田市空家等対策計画です。基本施策 10 の説明は以上です。御審査のほどよろしく願います。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。まず、37 ページから質疑を求めたいと思いますが、執行部から説明があったとおり、通学路に関しては、他の分科会になりますので御注意してください。それでは質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 ここでは空き家の適正管理と、それから活用拡大ということが 2 命題として挙がってるんですけど、この空家等の管理というのは今どういうふうな形で増えているんでしょうか。紹介とかいろいろあるのかと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

奥良秀分科会長 今、山田委員が言われたのは、空き家の紹介とか、例えば、空き家バンクの件とか、そういうふうなことなんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）その件につきましては個別具体的な事業になりますので、また予算決算等で質疑をしていただきたいと思います。その他、質疑はありますか。

山田伸幸委員 悪質商法のことが出ておりますけれど、市からの情報より、今一般的なテレビとかそういう放送等からの情報が非常に多くあると思う

んですけど、市からも取組をされてるんですか。

熊野生活安全課長 悪質商法、SNSの投資詐欺とかの情報につきましては、警察から防犯情報という形で市のほうにタイムリーに情報提供されますので、それをホームページですとか、市の公式LINEに載せて注意喚起をしているところです。

山田伸幸委員 それは市民の方は認識しておられるんでしょうかね。

熊野生活安全課長 市が伝える手段としては、ホームページですとか、SNS、公式LINEになります。広報紙にも載せることはあるんですけども、一番タイムリーな方法としては、それが一番かなと思っています。

奥良秀分科会長 現状で1件ということなので、なかなか広報としては難しいかなと思いますけど、市の広報紙なんかはよく載っていると思います。その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。では具体的に基本事業のほうに入っていきます。38ページの基本事業1、交通安全思想の普及について、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 交通事故発生件数の現状値79件が目標値60以下となっているんですけど、60以下とした理由というのは何かあるんですか。

熊野生活安全課長 令和2年の現状値が120で当時の目標を100以下としておりました。減少傾向は続いているのですけれども、事故自体は減っていないというところで、事故を減らしたいという思いで、79より下回る数字を設定したということです。

奥良秀分科会長 ここの基本事業1のところの4行書いてある文章が、この指標とマッチしてるのかというのがありまして、どちらかというと、ここを書いてあるのは、交通安全の意識と交通マナーの向上に重きを置かれ

てるような文章になっていると思うんですが、違うんでしょうか。

熊野生活安全課長 交通安全の意識と交通マナーの向上をもって、交通事故を減らしていきたいなという思いでございます。

奥良秀分科会長 となると、交通安全の活動事業として、小中学校でやられてる交通安全の授業とかの回数とかのほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

熊野生活安全課長 交通安全の交通安全教育というのは、小中、それから高校、高齢者等でやっております。交通安全の取組の中の一つであり、最終的な目標としては交通事故の死者がなくなればいいとか、交通事故の発生件数がなくなればいいとかというところになりますので、交通安全教育の教育のほうを指標に掲げるのも一つの考えではありますが、最終的なところを今、載せているというところです。

奥良秀分科会長 分かりました。基本事業1について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということで、基本事業2に移ります。基本事業2の交通安全環境の整備について質疑はありますか。失礼しました。間違えました。基本事業3の地域防犯対策の推進について、質疑を求めます。

大井淳一郎委員 防犯カメラの設置補助件数ですね。現状が1で目標が10なんですけど、個別具体的なことは差し控えますが、やはり目標10というのは結構現状的に厳しいんじゃないかと思うんですが、これを増やす何か取組を考えていらっしゃるんでしょうか。

熊野生活安全課長 防犯カメラの設置件数については、以前よりプライバシーの問題でなかなか設置の台数が増えないというところで、令和7年度、中期基本計画の目標20件に対して、このたび半分に減らさせていただ

きました。この１０は、予算要求の台数のほうで設定をさせていただいたところですよ。この１０台を目標にしてやっていきたいなという思いです。

奥良秀分科会長　今、質疑があった中で、延ばす対策みたいなものがあるかっていう答弁が今なかったと思うんですが、いかがですか。

熊野生活安全課長　延ばす対策につきましては、今後、個別の相談というのは一定程度の相談がございます。そのときに、どうしてもネックになるのが映り込むお宅からの同意を得ることが難しいというところが一番ネックになっておりますので、防犯カメラの向きをちょっと調整したりして、道路を映して家が映らないような工夫をしてはってというようなアドバイスを今、やってみようかなというところで今検討しているところです。

山田伸幸委員　要するに、条件の緩和を今、考えているということによろしいんですか。

熊野生活安全課長　条件の緩和というよりは防犯カメラを設置するときの運用のアドバイスというところで今、考えております。

奥良秀分科会長　なかなか厳しい答弁だと思います。あまり言うのと、個別具体的に入ってしまいますので。ただ、今までも多分そういうことはされてたと思うんですが、それでも伸びなかったっていうのが今の実績で、それで大丈夫なんですかね、これからの在り方について。

熊野生活安全課長　本当に１件１件の相談に対して、現地に行って確認したりとかといった対応はしてまいりたいと思います。

山田伸幸委員　問題はやはり運用と、それから経費が非常に高いんですよ。求められるものが。だから、今の答弁だけではちょっと無理かなという

ふうに思ったりするんですけど。いろいろ運用の中身が非常になかなか実施に至らないという原因になってるんじゃないかなと思うんですけど、そういうふうな考えはないですか。

熊野生活安全課長 防犯カメラの性能についてはどんどんいいものも出てきておりますので、現状で安価なものがあればそちらを設置していただくということですし、調査させていただいて、市の求める基準が高過ぎるようであれば、変更も検討はしてみたいと思います。

奥良秀分科会長 では、事業のほうでまた個別に出てきたときには、そういうふうな審査をさせていただきたいと思います。

山田伸幸委員 ひょっとしたら細くなるかもしれませんが、防犯外灯のほうですね。これ今までLED化ということがかなり言われてたんですけども、それはもう終わったというふうに考えているのでしょうか。

奥良秀分科会長 LED化について個別具体的な事業になりますが、答弁があれば。

熊野生活安全課長 LED化の新規については、近年件数のほうが伸びていないので、一定程度充足されたのかなと考えております。取替えが今、増えていますので、そういった形で補助していきたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ基本事業3を終わりにして、基本事業4、空家等対策の推進について、質疑を求めます。

山田伸幸委員 ここでは助言等を行われればいいんですけど、連絡が取れずに危険なまま放置されているというのが随分あるのかなと思います。そういう場合、どういう対処をしておられるのでしょうか。

熊野生活安全課長 冒頭でも説明させていただきました。令和５年度から、管理不全空家等という定義ができました。放置すれば特定空家等に至るような危険な空き家ということですので、今後は接触しても対応していただけない、それから連絡がつかないといった空き家については管理不全空家等に認定すると、指導、勧告までできるようになりますので、そういった対応を考えていきたいと思います。

山田伸幸委員 それでも危険性は年を置けば置くほど増してくると思うんですよね。それはいつまでそういったことを繰り返すのでしょうか。

奥良秀分科会長 たしか、管理不全空家等をどういうふうにやっていくかっていうのは、空家等協議会の中でやられてますよね。それで最終的にはそこで判断を決められると思うんですけど、個別具体的になっていきますので、もし答弁があるのであれば。

熊野生活安全課長 管理不全空家等に認定して、直接解決に結びつくものではありません。管理不全空家等に対する最終的な措置として勧告をした管理不全空家等については、固定資産税の住宅用地の特例が解除されるというところで固定資産税の土地の税金が最大６倍になるというところがございます。今のところはそういった形での対応ということになるのかなと思います。

大井淳一郎委員 空き家バンクの登録戸数ですね。８０から１４５に変更されたんですが、先ほど答弁あったかもしれませんがあえて目標を上げたというのは何かあるのでしょうか。

熊野生活安全課長 当初掲げていた８０戸につきましては、令和７年から令和１１年までで８０戸の登録を増やしたいという意味合いでこちらが勘違いをしておりました。累計ということでしたので現状値と目標値を足し

て145人としたところです。（発言する者あり）

奥良秀分科会長 答弁がもし不十分であればもう一度答弁をお願いしたいと思います。いいですか。

熊野生活安全課長 80戸の根拠につきましては、一応5年間で平均16戸ほど毎年上げていきたいと思ったところです。

山田伸幸委員 増やすのは分かるんですけど、一番大事な活用拡大に取り組みますと書かれているんですけど、これについてはどういうふうに取り組んでいかれるのでしょうか。

熊野生活安全課長 新規登録して、成約のほうももちろん増加させたいと思っています。成約については、令和6年度でたしか20戸弱だったと思います。こちらについても積極的に利用希望があった場合にはサポートしながら対応していきたいと思います。

大井淳一郎委員 そうなんですよ。ですから、登録数よりも成約のほうに着目したほうがいいのかと思ったんですが、今20戸って出るぐらいだから、そちらのほうが指標としては適切ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

熊野生活安全課長 成約のほうももちろん大事だと思っています。ただ、登録の相談も結構増えてきておりますので、そちらのほうも、指標としては、載せていきたい思いはあります。

大井淳一郎委員 登録も大事なんだけど登録しても成約しなければ、ただ登録だけなので、どうかなと思ったんですよ。せっかくだから成約のほうがいいかなと思って質問したんですが、そちらよりも登録のほうを選んだ理由を教えてください。

熊野生活安全課長 成約も非常に重要だと思います。ちょっと検討させていただきたいと思います。

山田伸幸委員 これは大事なところなんですよね。成約のために、山陽小野田市が何をするかということなんです。よそなんかだったら、空き家に人が入ったら、補助金を出して、例えば100万円とかで、家族の人数に応じて、300万円ぐらい上限して出すとかいうふうなところもあるわけですよ。そういったのが全然出てないんですけど、何か山陽小野田市の特典というのはあるんですか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 空き家バンクに登録することで活用できる補助金がございます。空き家の相談があった場合には空き家バンクの登録と空き家の改修に対する補助金、それから家財の処分に対する補助金等がありますので、そういったメリットも説明をした上で、登録のほうをどんどん進めていきたいと考えてます。

山田伸幸委員 今、気になったんですけど、家財の処分というのは、所有者に対する補助金なんですか、それとも入ろうとする人が自分で片づけなきゃいけないんですか。それはどうなんですか。

奥良秀分科会長 これも事業審査でやられてる内容なんで、個別具体的になるんですが、答えられますか、熊野課長。

熊野生活安全課長 所有者と買われた方の両方対応できます。

奥良秀分科会長 それは個別事業で以前やっておりますので、これ以上は質疑はやめていただきたいと思います。その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで39ページ終わりました、40ページ、基本事業5、消費生活の安全確保について、質疑を求めます。

大井淳一郎委員　ここの電話詐欺の発生件数ですよ。ここの発生という意味は詐欺既遂なんですか、詐欺未遂も含むんですかね。

熊野生活安全課長　既遂で、実際に発生した件数になります。

山田伸幸委員　これは被害が発生したときは非常に規模が大きいというのが最近の特徴ですよ。あれだけ啓発をしてもいまだに起きるのは、やはりまだまだ啓発の度合いが足りないんじゃないかなと思うんですけどどうですか。

熊野生活安全課長　うそ電話詐欺に関係するやっぱり不審電話の相談というのもございます。こちらについては警察に確認してもかなりの件数あるということなのでやはりPRが一番重要だなとは思っております。警察から情報が来た際にはすぐにホームページLINE等で市民の方に周知していきたいと思います。

前田浩司委員　評価指標の消費者教育講座の実施回数、中期のときに現状値が9回で、今回、件数がちょっと減っているんですけども、何か考えがあるんでしょうか。

熊野生活安全課長　こちらにつきましては、出前講座として開催しているものであります。理由としては申込みが7件であったということですが、引き続き、講座について取り組んでいきたいとは思っています。

前田浩司委員　あくまでも出前講座の申込みがあつてということでの件数と理解しておるんですけども、逆にここの件数を執行部のほうからもっと増やすっていうか、希望があるからっていう待ちではなくて、逆に市のほうからもっと進めていくっていう取組はされたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、その辺のお考えはどうですか。

熊野生活安全課長 消費生活に関する啓発については民生委員の協議会等でお知らせをしておりますし、合わせて出前講座があるということもお知らせしております。そういった中で、7回で十分とは思ってないんですけど、増やすような努力はしております。

大井淳一郎委員 今回、指標でうそ電話詐欺というふうに出しておりますが、御承知のように今SNS型投資とかロマンス詐欺って結構多様化してますよね。そういったものも含めて啓発していかなきゃいけないんですが、この中に、消費生活の安全確保には含まれるという理解でよろしいでしょうか。

熊野生活安全課長 こちらについては防犯か消費生活かどちらかになるのかなと思います。SNS型投資詐欺、それからロマンス詐欺のようなSNSを利用した詐欺についても近年増加しておりますので、今後、指標についての設定についても検討していきたいと思います。

奥良秀分科会長委員 その他、質疑はよろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、審査番号③の基本施策10を終了します。引き続きまして、審査番号④番、基本施策34の市政への市民参画の推進について、執行部からの説明を求めます。

熊野生活安全課長 111ページをお開きください。基本施策34、市政への市民参画の推進の生活安全課所管箇所について、御説明いたします。まず、あるべき姿として、「行政情報を積極的に発信するとともに、市民の意見を聴く機会を充実させ、情報提供を図ることにより、開かれた市政が実現しています。」としています。現状と課題につきましては、2点目の「まちづくり懇談会などを通じて、市民の意見を聴く必要がある」ことが挙げられます。4年間の目標としましては、生活安全課所管は3点目の「市民の意見を聴く機会の充実」を挙げています。目標指標につ

いては、二つ目の「市民の声が市政に届いている反映していると感じる人の割合」を掲げ、令和6年の現状値34.2点であるのに対し、令和11年の目標値は50.0点と設定しています。続きまして、基本事業について説明いたします。112ページ基本事業1 市政情報の発信についてです。こちらの基本事業については、主にはシティセールス課の所管ととなりますが、評価指標において生活安全課の所管する出前講座の受講者理解度を挙げており令和6年度は77.0%であったのに対し、令和11年度においては目標値85%といたします。続きまして、基本事業2、市民参画の機会づくりについてです。市民と行政がともにまちづくりを進めていけるよう、広聴機能の充実を図り、市民の声が市政に反映できるよう努めます。主要事業としては、市民意見公募（パブリックコメント）制度活用事業と広聴機能事業を挙げています。生活安全課所管の広聴事業につきましては、要望・苦情処理業務、市民相談業務、法律相談業務、まちづくり懇談会業務などで、市民からの様々な相談や要望、提案等への適切な対応に努めたいと考えています。基本事業2については、達成度を測る適切な指標がございませんので、評価指標は設定しておりませんが、111ページの目標指標「市民の声が行政に届いている反映していると感じる人の割合」により評価を確認していきたいと考えています。基本施策34の説明は以上です。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので委員の質疑を求めます。まず、111ページから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 まちづくり懇談会というものが行われているということなんですけど、実際十分に行われているんでしょうか。

熊野生活安全課長 コロナ禍以前は、件数はあったと思うんですが、コロナ禍後については、近年件数はありません。（「ない」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 4年間の目標で市民の意見を聞く機会の充実とあるんですけど、これは具体的にこういった内容になるんでしょうか。

熊野生活安全課長 これにつきましては、まちづくり懇談会の申請は近年ありませんが、申請があった場合、広聴機能でいうと、法律相談業務、市民相談業務、各交流センター等に置いてある提言箱、電話、メール、窓口相談、こういったものを通じて、機会を広げていきたいと思います。

奥良秀分科会長 あくまで対話型だけではなくて、間接的なそういったものもやっていこうということですね。（うなづく者あり）はい、分かりました。その他、このページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、112ページの基本事業1、市政情報の発信についてということで、シティセールス課部分とかぶるところもありますので気をつけて質疑をお願いします。

山田伸幸委員 先ほどの評価指標で出前講座の受講者理解度とありましたが、理解度をどうやってはかるんですかね。

熊野生活安全課長 各出前講座終了後に受講者の方に対してアンケートを取っておりますので、いろいろな意身を書いていただく自由欄もあるんですが、よく理解できた、大体理解できた、理解できなかったというような項目を設けていますのでそれを集計しております。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、続きまして、基本事業2の市民参画の機会づくりについて、質疑を求めます。

大井淳一郎委員 先ほど評価指標が適切なものがなかったと説明がありました。これは中期もなかったんですし、パブコメの回数とか、何か無理やり置くものでもないといえないんですけど、評価指標がないっていうのもどうかなと思って。少しほかのものも含めて、何かその辺の検討はされ

たんですか。

熊野生活安全課長 パブリックコメントについては企画課の所管になります。

生活安全課の広聴機能でいうと、どうしても相談を受ける立場ということですので、なかなか指標にしづらいというところがあって、設定はしておりません。

奥良秀分科会長 よく予算決算のときの事業審査で、無料相談の回数とか、指標をつくろうと思ったらいろいろあると思うんですが、その辺を選ばれない理由って何かあるんですかね。

熊野生活安全課長 法律相談についても、定員が決まっているものですので、なかなか設定が難しいかなというところでは。

大井淳一郎委員 それよりかは、市民参画の機会づくりってなると、無料相談はちょっと難しいかなと思うんですけどね。だからこれ仕方ないところもありますよね。いかがですか。

熊野生活安全課長 今後指標として設定できるものがあれば検討していきたいとは思いますが、今のところ見当たらないというところが正直なところでは。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、④番についての審査を終了いたします。以上をもちまして、総合計画審査特別委員会民生福祉分科会の本日の日程を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 4 7 分 散会

令和 7 年（2025 年） 1 1 月 1 8 日

総合計画審査特別委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀